

## 徳島市上下水道局総合評価方式入札の実施方針

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行に伴い、公共工事の品質確保の促進を図るため、技術提案、同種建設工事等の施工実績及び工事成績等に基づく入札参加者の技術的能力と入札価格とを総合的に評価する総合評価方式の入札の実施について必要な事項を定める。

### 第1 対象となる建設工事

総合評価方式の入札に付する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ）は、予定価格が5千万円以上のものとする。

### 第2 総合評価方式の適用

総合評価方式の適用にあたっては、対象建設工事の技術的な特性に応じて次に掲げるいずれかの方式を選択する。

#### 1 施工能力審査型

技術的な工夫の余地が小さい建設工事において、入札参加者の工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格とを総合的に判断するもの。

#### 2 標準型

技術的な工夫の余地が大きい建設工事において、入札参加者に品質の向上、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、工期の短縮等の技術的課題について施工上の工夫等の技術提案を求め、この技術提案等に基づき技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

### 第3 評価項目及び評価基準

各方式の評価項目は次のとおりとし、評価基準に基づき技術力評価を行う。

#### 1 施工能力審査型

##### 評価項目

###### (1) 技術者評価

① 配置予定技術者の能力（保有資格、同種工事の施工実績、工事成績評定点）

###### (2) 企業評価

① 企業の施工能力（同種工事の施工実績、工事成績評定点）

② 地理的条件（徳島市内における本店等の所在地の有無）

③ 社会性（アドプト、ボランティア活動、防災協定の締結等、災害活動の実績、ISO認証取得、下請代金適正支払等の誓約）

#### 2 標準型

##### 評価項目

###### (1) 技術提案評価

① 技術提案（総合的なコスト、工事目的物の性能、社会的要請への対応）

###### (2) 技術者評価

① 配置予定技術者の能力（保有資格、CPD、同種工事の施工実績、工事成績評定点）

###### (3) 企業評価

- ① 企業の施工能力（同種工事の施工実績、工事成績評定点）
- ② 地理的条件（徳島市内における本店等の所在地の有無）
- ③ 社会性（アドプト、ボランティア活動、防災協定の締結等、災害活動の実績、ISO認証取得、下請代金適正支払の誓約）

### 3 各評価項目の評価点の算定

各評価項目の評価点の算定は、「総合評価方式入札の評価基準【標準型】（表－1）」、「総合評価方式入札の評価基準【施工能力審査型】（表－2）」及び「徳島市上下水道局総合評価方式入札の実施方針に関する運用基準」により行うものとする。

## 第4 落札者の決定方法

総合評価方式による落札者の決定は以下の方法による。

1 入札参加者は価格及び技術提案等をもって入札し、入札参加資格の要件を満たす者で、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（以下「有効な入札を行った者」という。）のうち、下記により算出される評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、有効な入札を行った者が1者の場合には、評価値の算出を省略し落札者とすることができます。ただし、入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合は、有効な入札を行った他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

### 2 評価値

#### (1) 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \text{ (単位: 億円)}$$

※ 基礎点：入札参加資格要件を満たす者に100点を与える。

※ 加算点：評価基準に基づき評価された得点を加算点に換算して与える（求める値は小数点第3位までとし、第4位以下を切り捨てる）。

※ 得点合計（基礎点+加算点）が0点になった者は失格とする。

求める評価値は小数点第3位までとし、第4位以下を切り捨てる。

#### (2) 加算点の算出方法

入札参加者の技術提案等に対する加算点は、総合評価方式に対応し該当する評価要素（技術提案評価、技術者評価、企業評価）の評価点の総和（＝合計評価点）を基に評価基準に基づき得られた得点を「加算点幅」に換算したものをもって加算点とする。

#### (3) 加算点の満点は次のとおりとする。

施工能力審査型 10点

標準型 30点

### 3 評価値、基準評価値について

評価値は基準評価値を下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{点} (\text{基礎点}) \div \text{予定価格} \text{ (単位: 億円)}$$

求める基準評価値は小数点第3位とし、第4位以下を切り捨てる。

4 評価値の最も高い者が2者以上ある時は、入札価格の低い者を落札者とする。ただし、入札価格も同額である場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、電子入札による場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定

するものとする。

## 第5 評価基準及び配点の審査並びに評価値決定の審査

評価基準及び配点の審査並びに評価値決定の審査は徳島市上下水道局技術審査会が行う。

ただし、施工能力審査型において、「徳島市上下水道局総合評価方式入札の実施方針」、「総合評価方式入札の評価基準【施工能力審査型】（表-2）」及び「徳島市上下水道局総合評価方式入札の実施方針に関する運用基準」どおりに実施する場合は、評価基準及び配点の審査を省略することができる。

なお、標準型にあって、特に専門的知識が必要となる場合は、別途、専門家等から意見を聴取することができる。

## 第6 総合評価の履行の確保

### 1 技術提案の履行確保

標準型において、入札時に提出した技術提案の記述内容と同等以上の施工ができなかった場合には、次の方法により算出される工事成績減点値を工事成績評定点から減点する。

なお、技術提案に記述された提案内容について、現場状況等を考慮し施工させないことがある。この場合は、当該提案内容に関する工事成績の減点は行わないものとする。

#### (1) 工事成績の減点方法

$$\text{工事成績減点値} = (A - B) / A \times 13 \text{ 点}$$

※ A : 入札時の技術提案の評価に関する加算点

※ B : 施工後の実施に対する技術提案の評価に関する加算点

工事成績減点値は小数点第1位までとし、少数点第2位以下を四捨五入する。

#### (2) 提案内容に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は徳島市上下水道局建設業者指名停止等措置要綱別表の1（虚偽記載）の入札参加確認資料に虚偽の記載をしたものとして指名停止を行うものとする。

### 2 配置予定技術者の履行確保

配置予定技術者を工事途中で交代させたことにより配置予定技術者に関する評価項目の得点合計が、入札時より低くなる場合には、次の方法により算出される工事成績減点値を工事成績評定点から減点する。

#### (1) 工事成績の減点方法

$$\text{工事成績減点値} = (A - B) / A \times 13 \text{ 点}$$

※ A : 入札時の配置予定技術者に対する得点の合計

※ B : 交代した技術者に対する得点の合計（落札決定時での評価）

工事成績減点値は少数点第1位までとし、少数点第2位以下を四捨五入する。

## 第7 徳島市上下水道局総合評価委員からの意見聴取

総合評価方式による入札の実施にあたっては、落札者決定基準について、あらかじめ、学識経験者である徳島市上下水道局総合評価委員の意見を聴かなければならない。また、当該意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、その際に改めて意見を聴かなければならない。

ただし、施工能力審査型において、「徳島市上下水道局総合評価方式入札の実施方針」、「総合評価方式入札の評価基準【施工能力審査型】（表－2）」及び「徳島市上下水道局総合評価方式入札の実施方針に関する運用基準」どおりに落札者決定基準を定めたうえで実施する入札については、「徳島市上下水道局総合評価方式入札の実施方針」、「総合評価方式入札の評価基準【施工能力審査型】（表－2）」及び「徳島市上下水道局総合評価方式入札の実施方針に関する運用基準」に関する意見聴取をもって落札者決定基準に関する意見聴取とする。

## 第8 評価結果等の公表

総合評価方式による入札において、評価項目、評価基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札公告等において公表しなければならない。

また、入札者の提示した技術提案等の評価及び落札結果等についても落札決定後速やかに公表しなければならない。

### 1 手続開始時期

入札公告等において以下の事項を明記する。

- (1) 総合評価方式の適用の旨
- (2) 評価項目及び評価基準
- (3) 落札者の決定方法
- (4) 技術提案及び配置予定技術者に関する履行ができなかった場合の措置

### 2 落札者決定後

落札者を決定した場合、速やかに以下の事項を公表する。ただし、第4の規定により評価値の算出を省略した場合、（3）については公表することを要しない。

- (1) 業者名
- (2) 各業者の入札価格
- (3) 各業者の評価値

## 第9 入札及び契約の過程に関する苦情処理

入札及び契約の過程に公正な競争の促進、透明性の確保の観点から苦情申し立てに対し、発注者として先ず入札、契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、徳島市入札監視委員会による審議の結果を踏まえて回答することとする。

## 第10 その他

この方針に定めるもののほか総合評価方式による入札に関し必要な事項は徳島市上下水道事業管理者が別に定める。

### 附 則

この実施方針は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この実施方針は、令和2年6月1日から施行する。

### 附 則

この実施方針は、令和4年4月1日から施行する。